

告 示

埼玉県告示第九百十号

測量計画機関である坂戸、鶴ヶ島下水道組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年九月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字上広谷、大字藤金、大字三ツ木

四 作業期間

令和四年七月一日から令和四年十二月二十三日まで